議案第９６号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第３３条第１項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を別紙のように定める。

平成３０年１２月３日提出

小松島市長　濱　田　保　徳

１．都市公園を設置すべき区域

小松島市金磯町字壱番町１６番１（１，９０２平方メートル）

小松島市金磯町字壱番町１７番１（３，３９３平方メートル）

小松島市金磯町字壱番町１８番１　　（９５０平方メートル）

２．面積

６，２４５平方メートル